

業務仕様書

1 業務名

市立札幌啓北商業高校プログラミング講座業務

2 業務目的

市立札幌啓北商業高校におけるプログラミングの授業において、商業の見方・考え方を働かせ、プログラミング的思考を含む情報活用能力を育成し、企画立案・アプリケーション開発といった実践的・体験的な学習活動を行うことなどを通して、企業活動に有用なプログラムと情報システムの開発に関する課題を創造的に解決する力及び開発に際して主体的かつ協働的に取り組む態度を育成することを目的とする。

3 委託期間

契約締結日から令和8年（2026年）3月31日まで

4 業務内容

(1) 実施場所

市立札幌啓北商業高等学校（札幌市南区石山1条2丁目15番1号）（以下「対象校」という。）

(2) 授業対象者

対象校2年生のうちプログラミングの授業に参加する生徒21名。

(3) 学習形態

4～5名のグループ学習を想定

(4) 機器環境

対象校1階プログラミング室Ⅱ教室にある以下のPCを使用すること。

NEC タイプ Mate MKM38 型番 PC-MKN38AZG5

CPU: Intel Pentium Gold G5420

メモリ: 8GB

OS: Microsoft Windows10 Enterprise LTSC (64ビット)

※業務履行期間中に機器の更新を予定しており、以下の仕様となる予定。

CPU: Intel Core i3 14100 プロセッサー4.70GHz または同等品以上の性能

メモリ: 8GB 以上

OS: Microsoft Windows11 Pro 又は同等品

(5) 実施方法

対面による実施を基本とし、一部オンラインでの実施も可とする。

(6) 実施時間

下記授業時間の範囲内で、対象校と相談の上実施すること。

日付	曜日	時間
2025 年 12 月 3 日	水	10 時 55 分～11 時 45 分
12 月 8 日	月	14 時 20 分～15 時 10 分
12 月 10 日	水	10 時 55 分～11 時 45 分
12 月 15 日	月	14 時 20 分～15 時 10 分
12 月 17 日	水	10 時 55 分～11 時 45 分
2026 年 1 月 19 日	月	14 時 20 分～15 時 10 分
1 月 21 日	水	10 時 55 分～11 時 45 分
1 月 23 日	金	10 時 55 分～11 時 45 分
1 月 26 日	月	14 時 20 分～15 時 10 分
1 月 28 日	水	10 時 55 分～11 時 45 分
1 月 30 日	金	10 時 55 分～11 時 45 分
2 月 2 日	月	14 時 20 分～15 時 10 分
2 月 4 日	水	10 時 55 分～11 時 45 分
2 月 6 日	金	10 時 55 分～11 時 45 分
2 月 16 日	月	14 時 20 分～15 時 10 分
2 月 18 日	水	10 時 55 分～11 時 45 分
2 月 20 日	金	10 時 55 分～11 時 45 分

(7) 授業内容

提案内容は、システム開発における上流工程から実際の開発までを体験できるものとし、以下の工程を最低限含むこととする。

- ① アプリケーションの企画・設計を学ぶ時間
- ② アプリケーションの企画作成時間

なお、企画作成にあたっては、生徒がセンサーモジュール等を活用し、データの測定や収集を行う時間を作り、課題を解決する企画を作成すること。

- ③ ノーコードツールによるアプリケーション開発時間

なお、開発サポートとして、Google 社の AI「Gemini」やノーコードツールの「Glide」を活用することを想定している。

- ④ 成果物の発表時間

なお、発表にあたっては開発したアプリケーションを体験し、生徒がフィードバックを得る機会を作れるように発表方法を工夫すること。

5 環境への配慮について

本業務においては、委託者が運用する環境マネジメントシステムに準じ、環境負荷低減に努めること。

- (1) 電気、水道、油、ガス等の使用に当たっては、極力節約に努めること
- (2) ごみ減量及びリサイクルに努めること
- (3) 両面コピーの徹底やミスコピーを減らし、紙の使用量を減らすように努めること
- (4) 自動車等を使用する場合は、できるだけ環境負荷の少ない車両を使用し、アイドリングストップの実施など環境に配慮した運転を心がけること
- (5) 業務に係る用品等は、札幌市グリーン購入ガイドラインに従い、極力ガイドライン指定品を使用すること

6 個人情報の保護

受託者は、この契約による業務を処理するに当たって個人情報を取り扱う際には、別記「個人情報の取扱いに関する特記事項」を守らなければならない。

7 その他

- (1) この仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた事項については、委託者と協議のうえ決定すること。
- (2) 業務の進行に当たっては、あらかじめ本市の業務担当者と綿密な打ち合わせをし、必要な企画、提案及び助言等を行うこと。
また、委託者の意向を適宜反映した業務とするため、委託者と定期的に打合せを行うこと。
- (3) 本仕様書に定める事項のほか、札幌市契約規則及び関係法令を遵守すること。
- (4) 受託者は、本市が成果物等を広報及び広報活動等に利用する場合には、自由に使用できるよう、著作権法（昭和45年法律第48号）第18条から第20条に規定する著作権者の権利を行使しないこととする。
- (5) 受託者は、成果物等が著作物に該当する場合において、本市が当該著作物の利用目的実現のためにその内容を改変しようとするときは、その改変に同意する。
- (6) 受託者は、成果物等が著作権法第2条第1項第1号に規定する著作物に該当する場合には、当該著作物に係る受託者の著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利をいう。）を当該著作物の引き渡し時に本市に無償で譲渡する。
- (7) 受託者は、第三者の商標権、著作権その他の諸権利を侵害する者でないことを本市に対して保証すること。
- (8) 成果品や資料等の公開に伴い、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じたときは、受託者は自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ委託者に何らかの損害を与えたときはその損害を賠償するものとする。

8 問合せ先（担当部局）

〒060-0062 札幌市中央区北2条西2丁目 STV 北2条ビル3階
札幌市教育委員会学校教育部学びのプロジェクト担当課 石郷岡
TEL：(011) 211-3851 メールアドレス：ichiritsukoukou@city.sapporo.jp